

令和 5 年度 指導監査実施結果の概要

1 全 体

(1) 実施状況

社会福祉法人等に対する指導監査を静岡市社会福祉法人等指導監査実施要綱に基づき実施している。

令和 5 年度は、31 法人、61 施設（こども園、保育所を除く）及び福祉事務所等施行事務 4 課（養護老人ホームの入所措置事務について）に対する指導監査を計画・実施した。

(2) 指導監査結果の概要

監査実施数	令和 5 年度 (令和 4 年度)						
	監査 対象	計画数	実施数	指摘事項等（※ 1）			
				文書指摘	口頭指摘	助言	合計
社会福祉法人	85 (85)	31 (32)	31 (32)	30 (79)	130 (178)	4 (1)	164 (258)
社会福祉施設	61 (61)	61 (61)	61 (61)	7 (21)	51 (77)	4 (5)	62 (103)
施 行 事 務	9 (9)	4 (4)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
計	155 (155)	96 (97)	96 (97)	37 (100)	181 (255)	8 (6)	226 (361)

※ 1 指摘事項等は、「文書指摘」、「口頭指摘」、「助言」に区分。

「文書指摘」：法令又は通知等に違反する場合（軽微なものを除く）。

「口頭指摘」：法令又は通知等への違反が認められるが、違反の程度が軽微である場合又は違反について文書指摘を行わずとも改善が見込まれる場合。

「助 言」：法令・通知等の違反は認められないが、法人運営等に資するものと考えられる事項がある場合。

2 文書指摘の概要

別紙「令和 5 年度 社会福祉法人及び社会福祉施設指導監査結果及び改善状況」のとおり

3 特別監査の概要

令和 4 年 12 月、老人福祉法第 18 条の規定による施設指導監査において、社会福祉法人「誠心会」（清水区折戸）に多額の使途不明金があることを発見。令和 4 年 12 月～令和 5 年 2 月にかけて、社会福祉法（以下「法」とする。）第 56 条第 1 項の規定に基づき、計 4 回の特別監査を実施した。第 1 回～第 4 回特別監査において、使途不明金に係る明確な説明がなされなかったため、法第 56 条第 4 項の規定に基づき第 1 回改善勧告を行った。

第 1 回改善勧告に対する報告の不備及び法人外部からの情報提供を踏まえ、再度特別監査の実施を決定。令和 5 年 7 月に特別監査（第 5 回①）を実施したところ十分な説明がなされず、同年 8 月に特別監査（第 5 回②）を実施。第 5 回特別監査の結果を踏まえ、流出させた資金の回収及び法人運営の適正化を図るよう、令和 5 年 10 月に第 2 回改善勧告を行った。

令和5年度 指導監査の実施状況

令和6年3月末現在

		監 査 対 象	実 施 数		指 摘 事 項		
			実 地 監 査	書 面 監 査	一般監査		
					文書指摘	口頭指摘	助 言
社 会 福 祉 法 人		85	31	0	30	130	4
計		85	31	0	30	130	4
保 護 施 設	救護施設	2	2	0	0	0	0
	小 計	2	2	0	0	0	0
児 童 福 祉 施 設	母子生活支援施設	1	1	0	0	0	0
	乳児院	1	1	0	0	0	0
	児童養護施設	1	1	0	0	2	0
	医療型障害児入所施設	2	2	0	0	0	0
	福祉型障害児入所施設	1	1	0	0	1	0
	小 計	6	6	0	0	3	0
老 人 福 祉 施 設	養護老人ホーム	2	2	0	0	1	1
	特別養護老人ホーム	36	36	0	7	43	3
	ケアハウス	7	7	0	0	3	0
	小 計	45	45	0	7	47	4
障 害 者 支 援 施 設	障害者支援施設	8	8	0	0	1	0
	小 計	8	8	0	0	1	0
計		61	61	0	7	51	4
福祉事務所等 施 行 事 務	児童福祉法等	5	0	0	0	0	0
	老人福祉法	4	4	0	0	0	0
計		9	4	0	0	0	0
合 計		155	96	0	37	181	8